

仕様書

業務名称 高知市公共施設外壁全面打診等点検業務委託（その１）

I 業務概要

1 趣旨

本業務の受注者（以下「乙」という。）は、高知市（以下「甲」という。）が所有又は管理する施設であって、建築基準法（昭和 25 年法律第 201 号）第 12 条第 2 項に基づく定期点検（以下「定期点検」という。）の対象となる施設について、定期点検の該当点検項目のうち、平成 20 年 3 月 10 日国土交通省告示 282 号 別表第 1 2 建築物の外部 （11）外壁 外装仕上げ材等のタイル、石貼り等、モルタル等（乾式方法によるものを除く。）の劣化及び損傷の状況について全面打診等調査を行うもの。もって、本市において、施設利用者の安全確保及び今後の補修・改修計画の基礎資料を得ることを目的とする。

2 業務施設概要

別添、点検対象施設一覧表による。施工場所は、別冊施設図面のとおり。

3 業務内容

別図面において、外装仕上げ材等の タイル、石貼り等、モルタル等（乾式方法によるものを除く。）の範囲に対して、テストハンマーを用いた打診等による調査（赤外線調査又は無人航空機による赤外線調査であってテストハンマーによる打診と同等以上の精度を有するものを含む。）を行うもの。

II 業務仕様

1 適用基準

- ・「令和 7 年度版 国の機関の建築物の点検・確認ガイドライン」に基づく調査
国土交通省大臣官房官庁営繕部監修 | (一財)建築保全センター 編集・発行
- ・「定期報告制度における赤外線調査(無人航空機による赤外線調査を含む)による外壁調査ガイドライン(以下ガイドラインという。)」に基づく調査
参照 一般財団法人日本建築防災協会ホームページ
URL : <https://www.kenchiku-bosai.or.jp/disaster/kizyunhou12/>

2 担当技術者等の資格要件

担当技術者等の資格要件は以下のとおりとする。なお、特定建築物調査員等との兼任は可とする。また、調査計画提出時までに、各技術者の資格が確認できる書類（以下、「資格者証」という。）並びに、赤外線調査実施者及びドローン調査安全管理者にあっては、実務経験が確認できる書類を提出すること。

- ・特定建築物調査員等

建築士法(昭和 25 年法律第 202 号)による一級建築士、二級建築士または建築物調査員資格者証の交付を受けている者

- ・外壁調査実施者
特定建築物等調査員等と同じ
- ・赤外線調査実施者
建築物等の赤外線調査及び解析について実務経験のある者
- ・ドローン調査安全管理者(※ドローンによる赤外線調査を行う場合のみ)
建築物等のドローン調査について実務経験のある者

3 業務の実施

(1) 一般事項

- 関係法令を遵守し、関係官公庁等と十分打ち合わせを行うこと。点検については、財産政策課に、施設所管課との日程調整については、施設所管課の担当職員と協議を行うこと。
- 調査に必要な許可申請等は乙が行うこと。

(2) 打合せ及び記録

打合せは次の時期に行う。各打合せ記録は、書面にして施設所管課の担当職員に提出すること。

- 業務着手時
- 財産政策課及び施設所管課の担当職員又は委託業者が必要と認めた時

(3) 調査計画書

調査計画書を作成し、施設所管課の担当職員の確認を受けること。なお、計画書の作成にあたっては、同職員と協議を行い、利用者等の安全に配慮した計画とすること。

4 成果物

報告書・・・紙ファイル綴じ 1部 記載事項等はガイドラインによる。

報告書の電子データ・・・1部

報告書 PDF、外壁調査結果図(JWW 形式または画像データが望ましい)

提出期限：令和9年1月29日（金）

5 各種提出資料、提出先、提出期限

	提出書類	提出先	提出時期	提出の留意事項
1	調査計画書・資格者証	財産政策課	点検開始前まで	
2	打合せ記録簿	各施設の施設所管課	随時	
3	業務完了届・報告書	各施設の施設所管課	R9.1.29 期限	
4	請求書	各施設の施設所管課	検査完了後速やかに	施設所管課毎に提出